

厚生労働省発開 0913 第1号
平成 29 年 9 月 13 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱（案）

第一 専門実践教育訓練の指定基準の一部改正（第一条関係）

- 一 専門実践教育訓練に該当するものとして、第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程（平成二十九年経済産業省告示第百八十二号）に基づき経済産業大臣が第四次産業革命スキル習得講座として認定したものであつて、かつ、中長期的なキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものであり、当該教育訓練の時間が三十時間以上かつ期間が二年以内のものを加えること。
- 二 専門実践教育訓練の実績として、前号に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであることを加えること。

第二 一般教育訓練の指定に係る経過措置の期限の延長（第二条～第五条関係）

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準（平成二十六年厚生労働省告示第百三十七号）及び同告示について専門実践教育訓練に該当する教育訓練を追加する改

正を行った累次の告示の附則に規定する一般教育訓練の指定に係る経過措置について、その期限を延長すること。

第三 その他（附則関係）

- 一 この告示は、公布の日から適用すること。ただし、第一及び第三の二は平成三十年四月一日から適用すること。
- 二 この告示の適用に関し、必要な経過措置を定めること。